

店舗統廃合のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫「上渚滑支店」は平成30年11月2日（金）の営業をもちまして店舗を廃止し紋別支店に統合することとなりましたので、お知らせいたします。

お客さまにはなにかとご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 統廃合する店舗

廃止店舗		継承店舗	
店舗名 (店番)	所在地 (電話番号)	店舗名 (店番)	所在地 (電話番号)
上渚滑支店 (028)	紋別市上渚滑町 7丁目59番地1 (0158-25-2141)	紋別支店 (023)	紋別市幸町4丁目 1番23号 (0158-24-2141)

2. 営業終了日

平成30年11月2日（金）

営業終了日の上渚滑支店のATMのご利用時間は午後3時までとさせていただきます。

3. 統合日

平成30年11月3日（土）

統合日以降のお取引は、紋別支店に引継させていただきます。

4. その他

平成30年11月5日（月）より廃止店舗跡にATMコーナーを開設いたしますのでご利用ください。

ご不明な点がございましたら窓口までお問合せください。

北見信用金庫

お客さま各位

ご案内のとおり、当金庫の「上渚滑支店」は平成30年11月2日（金）の営業をもって廃止となり、平成30年11月3日（土）から継承店である「紋別支店」が営業を引継ぎさせていただきます。

つきましては、今回の店舗統廃合に伴う「お手続きに関するQ&A」を同封させていただきましたので、誠に恐れ入りますがご確認いただきますようお願い申し上げます。

店舗統廃合に際しましては、極力お客さまにご迷惑をおかけすることがないように準備しておりますが、お客さまご自身によるお手続きが必要な事項もございますので、何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

その他、ご不明の点がございましたら、お気軽にお取引店までお問合せください。

【 重要なお知らせ 】

今回の店舗統廃合により、一部のお客さまについて普通預金等の口座番号が変更になります。
口座番号が変更になるお客さまには、平成30年10月中に新しい口座番号を通知させていただきます。
「新通帳への切り替え」「新キャッシュカード発行」など必要となるお手続きについて別途ご案内いたします。

なお、同封のQ&Aは、口座番号が変更にならないお客さまの必要となるお手続きについて記載していますのでご了承願います。

【お問合せ先】 （廃止店） 北見信用金庫 上渚滑支店

〒099-5354 紋別市上渚滑町7丁目59番地1

電話番号（0158）25-2141

（継承店） 北見信用金庫 紋別支店

〒094-8706 紋別市幸町4丁目1番23号

電話番号（0158）24-2141

お手続きに関する Q&A

Q1：普通預金（総合口座）・貯蓄預金などの預金通帳はどうなりますか？

A：現在ご利用中の通帳はそのままご利用いただけます。支店名・店番が変更となりますので、新通帳への切り替えをご希望されるお客さまは、平成30年11月5日（月）以降のお客さまのご都合の良い日に、通帳をご持参のうえ、最寄りの本支店の窓口にお申出ください。

Q2：キャッシュカード（各種ローンカード含む）はどうなりますか？

A：現在ご利用中のキャッシュカード（各種ローンカード含む）はそのままご利用いただけます。支店番号が変更となりますので、新キャッシュカードの発行をご希望されるお客さまは、平成30年11月5日（月）以降に最寄りの本支店の窓口にお申出ください。

なお、新キャッシュカード発行のお手続き時には、お届け印鑑と現在ご利用中のキャッシュカードをご持参ください。また、新キャッシュカードがお手元に届くまでに一週間程度かかることをご了承ください。

Q3：定期預金証書（通帳）、定期積金証書（通帳）、通知預金証書（通帳）等はどうなりますか？

A：現在お持ちいただいております定期預金証書（通帳）、定期積金証書（通帳）、通知預金証書（通帳）などについては、ご解約のお手続きまでそのままお持ちください。支店名が変更になりますので、新証書（新通帳）への切り替えをご希望されるお客さまは、平成30年11月5日（月）以降に最寄りの本支店の窓口にお申出ください。

Q4：出資証券はどうなりますか？

A：紋別支店に継承させていただきますので、お客さまによるお手続きは必要ありません。

Q5：手形、小切手の取扱はどうなりますか？

A：平成30年11月2日（金）までに振り出した手形・小切手については、紋別支店で決済させていただきます。

平成30年11月5日（月）以降に振り出す手形・小切手につきましては、紋別支店の手形・小切手を発行させていただきますのでそちらをお使いください。上渚滑支店の未使用の手形・小切手は平成30年11月5日（月）以降に紋別支店へご返却いただきますようお願い申し上げます。

Q6：現在融資を受けていますが、契約条件等はどうなりますか？

A：ご融資についても紋別支店に継承させていただきます。事業融資・各種ローンなどの契約条件についても一切変更はございません。住宅金融支援機構等をご利用いただいている場合も同様です。

Q7：国債、年金保険・損害保険を利用していますが、変更の手続きは必要ですか？

A：紋別支店に継承させていただきますので、お客さまによる変更手続きは必要ありません。これまでどおりご利用いただけます。

Q8：公共料金などを口座振替にしていますが、どうなりますか？

A：公共料金、各種クレジット等の口座振替につきましては、これまでどおりご利用いただけます。（北見信用金庫が一括して各関係機関へ届出をしますのでお客様による変更手続きは必要ありません。）

Q9：年金を受給していますが、変更手続きは必要ですか？

A：次の公的年金の自動受取につきましては、これまでどおりお受取りいただけます。（北見信用金庫が一括して各関係機関へ届出をしますのでお客さまによる変更手続きは必要ありません。）

国民年金、厚生年金、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、市町村職員共済組合 警察共済組合、公立学校共済組合、日本私立学校振興共済事業団 農林漁業団体職員共済組合、日本鉄道共済組合、企業年金連合会（厚生年金基金）
--

ただし、上記以外の企業年金等の私的年金につきましては、北見信用金庫では変更手続きができませんので、誠に恐れ入りますが、お客さまが支払先（ご契約先等）にお受取口座の変更（新支店名・店番、口座番号）をお届けいただきますようお願い申し上げます。（紋別支店の店番は023）

Q10：口座を給与の受取に利用しているのですが、どうなりますか？

A：給与振込につきましては、北見信用金庫から変更手続きはできませんので、誠に恐れ入りますが、お客さまからお勤め先の給与支払事務ご担当の方にお受取口座の変更（新支店名・店番、口座番号）をお届けいただきますようお願い申し上げます。（紋別支店の店番は023）

Q11：口座への振込はどうなりますか？

A：平成30年11月5日（月）以降に上渚滑支店の口座へ振込があった場合は、平成31年2月1日（金）までは支店名を紋別支店に読替えてご入金いたしますが、以降についてはご入金できない場合がありますので、誠に恐れ入りますが、お客さまから振込依頼人さまにお受取口座の変更（新支店名・店番、口座番号）をご連絡いただきますようお願い申し上げます。（紋別支店の店番は023）

Q12：振込カードはそのまま使えますか？

A：上渚滑支店でご利用いただいていた振込カードは、ご利用いただけませんので、あらためてATMで作成をお願いいたします。

Q13：インターネットバンキングを利用していますが、どうなりますか？

A：通常どおりご利用いただけますが、平成30年11月3日（土）以降は紋別支店でのお取扱となりますので、ご注意ください。

Q14：今後取引する支店を自由に選べますか？

A：誠に恐れ入りますが、すべてのお取引について紋別支店に引継ぎさせていただきます。
なお、紋別支店以外でのお取引をご希望されるお客さまは、平成30年11月5日（月）以降に紋別支店の窓口にご相談ください。（各種変更手続きについては、お手数ですがお客さま自身によるお手続きが必要となります）

Q15：上渚滑支店のATMも廃止されるのですか？

A：上渚滑支店のATMは、平成30年11月5日（月）から紋別支店の店舗外ATMとしてご利用いただけます。

以上